主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人正木亮、同河田広、同百溪計助の上告趣意は判例違反及び違憲を主張する のであるが、先ず原判決が所論引用の当裁判所大法廷判決(昭和二六年(あ)第二 四三六号、同三一年七月一八日言渡)に違反するかどうかをみるに、右判決の趣旨 とするところは、第一審判決が被告人の犯罪事実の存在を確定せず無罪の言渡をし た場合に控訴裁判所が何ら事実の取調をすることなく第一審判決を破棄し、訴訟記 録並びに第一審裁判所において取り調べた証拠のみによつて直ちに被告事件につい て犯罪事実の存在を確定し有罪の判決をすることは刑訴四○○条但書の規定の許さ ないところであるが、該規定は控訴裁判所が第一審判決を破棄すべき事由が存する かどうかを調査するため事実の取調をしたときは、その取り調べた証拠と訴訟記録 並びに第一審裁判所において取り調べた証拠と相俟つて、被告事件について判決を するに熟している場合は控訴裁判所自ら判決をすることを許した規定と解すべきで あるというに帰すること判文上明白である、そして本件において、第一審裁判所が 本件公訴事実を認むるに足る十分な証明がないとして、被告人に対し無罪の言渡を なし、これに対し検察官から控訴の申立があつたので、原審は自ら証人A外三名の 取調をした上、これと訴訟記録並びに第一審裁判所において取り調べた証拠とによ つて、破棄自判し、被告人に対し有罪の判決をしたものであること記録に徴し明ら かである。従つて原判決は右判例に何ら違反するところはないものというべく、所 論判例違反の主張部分は採るを得ない。又所論のうちの違憲の主張は、右無罪の言 渡をした第一審判決を、原審が事実誤認の過誤があるとして破棄しながら第一審裁 判所に差戻し又は移送することなく、刑訴四〇〇条但書の規定により自判して被告 人に対し有罪の言渡をしたのが違法であるという訴訟法違反の主張を前提とするも

のであるところ、同規定の趣旨は上述のとおりであつて、所論はこれと反対の見解にたつものであるから違憲の主張は其前提を欠くものというべく採用に値しない。 また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三二年三月一五日

最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官